

事業内容について

《 新規受託 》

<熊本市>

■対象医療機関

熊本県内の保険医療機関

■対象者

【こども医療費】

・満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの者

【ひとり親家庭等医療費】

・ひとり親家庭などの父または母(扶養する児童が 20 歳に達する誕生日まで)

・児童(18 歳に到達した日以降の最初の 3 月 31 日まで)

■窓口負担額

【こども医療費】

○入院

負担額なし

○外来

0 歳～3 歳誕生月の末日:負担なし

3 歳誕生月の翌月～小6:700 円/月まで

中1～高3:1,200 円/月まで

※1 医療機関及び訪問看護ステーション毎

※国保で負担額が 21,000 円以上の場合、償還払いとする。

※自立支援医療、小児慢性特定疾病、育成医療等の公費併用の場合、

社保は現物給付、国保は償還払いとする。

※窓口での徴収額は「10 円単位(10 円未満は四捨五入)」、レセプトの一部負担金額は「1 円単位」とする。

【ひとり親家庭等医療費】

保険診療における医療費の一部負担金の3分の1

※国保の場合、7,000 点以上(未就学児は 10,500 点以上)は償還払いとする。

※後期高齢者、国保 70 歳以上の場合償還払いとする。

※自立支援医療、小児慢性特定疾病、育成医療等の公費併用の場合、国保は償還払いとする。

※窓口での徴収額は「10 円単位(10 円未満は四捨五入)」、レセプトの一部負担金額は「1 円単位」とする。

■患者登録方法

<公費の種類>

	法別	対象者	負担	ORCA 公費の種類
こども医療費 ※国保の場合	80	・満 18 歳に達した日以後の 最初の 3 月 31 日までの者 ※他公費併用の場合、償還 払いとする。 ※負担額が 21,000 円以上の 場合、償還払いとする。	0 歳から 3 歳誕生日末日 →負担なし 3 歳誕生日の翌月～小6 →700 円/月 中1～高3 →1,200 円/月	0 歳から 3 歳誕生日末日 →341 熊乳幼児 3 歳誕生日の翌月～小6 →441 熊子ども 中1～高3 →541 熊子中
こども医療費 ※社保の場合	80	・満 18 歳に達した日以後の 最初の 3 月 31 日までの者 ※他公費併用の場合でも、 現物給付可能。	0 歳から 3 歳誕生日 →負担なし 3 歳誕生日の翌月～小6 →700 円/月 中1～高3 →1,200 円/月	0 歳から 3 歳誕生日末日 →180 乳幼児 3 歳誕生日の翌月～小6 →560 熊子社 中1～高3 →660 熊子中社

	法別	対象者	負担	ORCA 公費の種類
ひとり親家庭等	83	・ひとり親家庭などの父または母(扶養する児童が 20 歳に達する誕生日まで) ・児童(18 歳に到達した日以降の最初の 3 月 31 日まで)	保険診療における医療費の一部負担金の 3 分の 1	国保の場合 →143 ひとり親 社保の場合 →283 親社 1/3

《 新規受託 》

< 菊陽町 >

■対象医療機関

熊本県内の保険医療機関

■対象者

- ・満1歳以上
- ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている者
- ・療育手帳 A1・2の交付を受けている者
- ・精神障がい者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている者
- ・福祉手当受給資格に相当する者

ただし、70 歳以上及び1医療機関等における同一月内の一部負担金が
21,000 円以上の場合は償還払いとする。

■窓口負担額

【重度心身障害者医療】

○入院

1医療機関 2,000 円/月まで

○外来

1医療機関 1,000 円/月まで

※負担額が 21,000 円以上の場合は償還払いとする。

※70 歳以上の場合は償還払いとする

■患者登録方法 「公費の種類」は下記をお使いください。

	法別	対象者	負担	ORCA 公費の種類
重度心身障害者医療費	85	<ul style="list-style-type: none">・満1歳以上・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている者・療育手帳 A1・2の交付を受けている者・精神障がい者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている者・福祉手当受給資格に相当する者 <p>※負担額が 21,000 以上の場合、 償還払いとする。</p> <p>※70 歳以上の場合償還払いとする。</p>	<p>○入院</p> <p>1 医療機関 2,000 円/月</p> <p>○外来</p> <p>1 医療機関 1,000 円</p>	585 大津障